



交通事故にあってケガをしたらどうするの？

交通事故にあったときどうすればよいか、すぐにイメージできますか？
健保組合からみなさんにお願いしたい必要な手続きや確認事項などをまとめましたので、保管してご活用ください。



被害者だけでなく、加害者の立場でも同様です

事故直後

Check!

1. 警察への届出

2. 相手の状況確認



3. 保険会社への事故報告

4. 病院での治療

勤務中や出勤・退勤途中の場合…

健康保険は使えません

通常、労災保険の適用になります。
速やかに会社に連絡し、指示に従ってください。

● **どんな小さな事故でも必ず警察に連絡を！**
特にケガを負った場合は「人身扱い」の届出が重要です。
※後日、相手に治療費などを請求するときに「交通事故証明書」が必要ですが、警察への届出がないと発行されません。

Check!
● **相手に確認すること**
 住所・氏名・連絡先
 車両のナンバー
 加入している自賠責保険および自動車保険(任意)の社名
事故の当事者は、損害(治療費や修理代など)を賠償する責任が生じます。後々の賠償請求先を明らかにするために必ず確認してください。
※車両の所有者も確認しましょう。自賠責保険では運行供用者(所有者)に賠償責任があります。

● **必ず医師の診察を受ける**
その場では軽傷と思っていても、後になって思っていたよりケガが重かったという例もあります。

健康保険で治療を受ける場合

速やかに健保組合へ連絡

事故後から示談まで

1. 治療が完了または後遺障害の診断を受けたら健保組合へ連絡

2. 示談する前にも健保組合へ連絡

● **「第三者行為による傷病届」を提出**
健保組合はこの届に基づき、支払った医療費を後日相手に請求します。
※保険会社の依頼で健康保険を使う場合、保険会社が「第三者行為による傷病届」の作成をサポートしてくれることもあります。保険会社へ事故報告する際にご相談ください。

● **治療が終了しても無断で相手と示談をしないで！**
後遺障害の危険があるので、示談は慎重に。
※健保組合への相談や届出なしに示談したために相手に健保負担分の請求ができなくなった場合、本人に治療費などの返還を請求することがあります。

● 相手のいない場合(自損事故など)も、事故状況の把握のため、必ず報告してください ●